平成２９年（ヒ）第３８号
京都市上京区荒神口上がる東入る宮垣町91
清算株式会社　株式会社メゾフォルテ
代表清算人　花尻　久裕
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成３０年（ヒ）第１号
長崎市浜町７番13号
清算株式会社　株式会社森真珠店
代表清算人　森　由美子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１００２号
千葉県浦安市舞浜２丁目３番１号
清算株式会社　株式会社ＨＣＩ
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２９年（ヒ）第５号
長崎市京泊３丁目５番24号
清算株式会社　長崎フーズ株式会社
代表清算人　石橋　哲二
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第１００１号
島根県安来市広瀬町広瀬1490番地
清算株式会社　株式会社宇田川熱錬所
代表清算人　宇田川一郎
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権のうち、平成29年３月31日（基準日）時点における非保全債権残高の6.82208パーセントの金員を弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元金部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
松江地方裁判所民事部

包括的禁止命令

平成２９年（再）第３３号
東京都港区虎ノ門１丁目16番16号　虎ノ門一丁目ＭＧビル
再生債務者　ラポール株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成30年１月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第３７号
新潟市中央区新光町19番地８パブリシティ・フレックスビル（主たる営業所）東京都渋谷区恵比寿南１－１－１ヒューマックス恵比寿ビル７階
再生債務者　株式会社ＷＩＮＰＲＯ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成30年１月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第４２号
神奈川県厚木市寿町１丁目６番14号
再生債務者　株式会社ＰＲＯＥＡＲＴＨ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成30年２月１日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成３０年（再）第１号
北海道根室市琴平町３丁目38番地
再生債務者　カネ共三友冷蔵株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区霞が関１－４－１日土地ビル４階　新霞が関綜合法律事務所　弁護士　降簱　俊秀
平成30年１月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再）第３号
秋田県大仙市下深井字石堂72番地の１
再生債務者　有限会社大曲建機
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区神田小川町２丁目１番地　シンコー・ミュージック・プラザ５階イースト・ウィング　やまぶき法律事務所　弁護士　勝部　浜子
平成30年１月30日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第２６号
東京都目黒区平町１丁目10番26号　ＷＴＣディアコート目黒平町402
再生債務者　奈良井一郎
1　決議に付する再生計画案　平成30年１月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年３月20日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年３月12日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年３月６日
平成30年１月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第２７号
東京都目黒区平町１丁目10番26号　ＷＴＣディアコート目黒平町402
再生債務者　奈良井光子
1　決議に付する再生計画案　平成30年１月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年３月20日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年３月12日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年３月６日
平成30年１月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２９年（再）第３０号
埼玉県和光市下新倉２丁目44番38号
再生債務者　山口　真澄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年１月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２９年（再）第３３号
東京都港区虎ノ門１丁目16番16号　虎ノ門一丁目ＭＧビル
再生債務者　ラポール株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　本山　正人
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成30年１月29日
東京地方裁判所民事第20部